

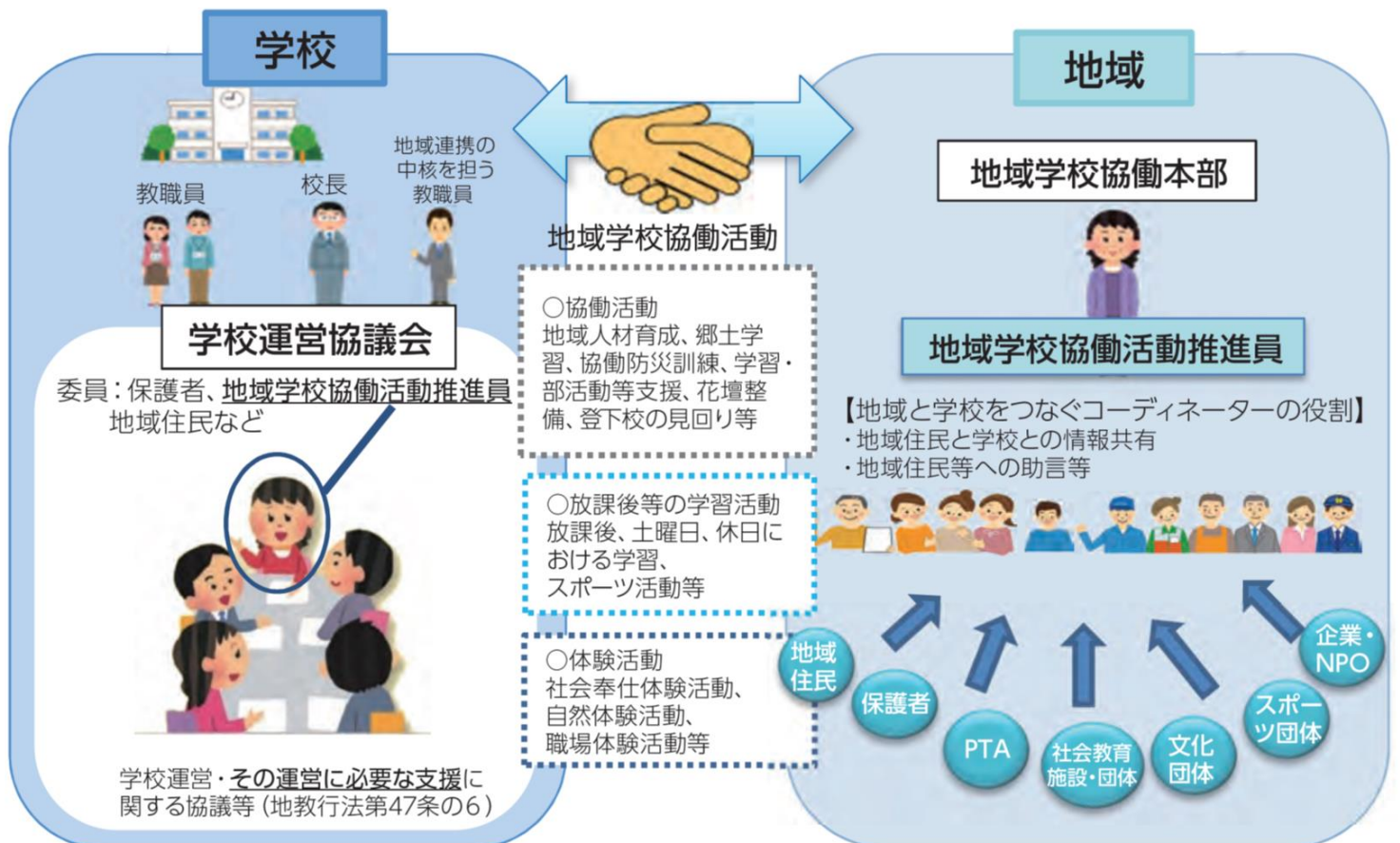
知っていますか？

学校運営協議会と 地域学校協働本部

この二つの組織には、こんな役割があります。

組織名	学校運営協議会 コミュニティ・スクール	地域学校協働本部
発足	平成30年度	令和元年度
特徴	学校運営に関して協議する機関	学校を支援するため、学校が必要とする活動について地域の方々をボランティアとして派遣する組織
規則や要綱等	市町村教育委員会が規則で定める	各学校が実態により要綱等を作成
概要	学校運営協議会は、保護者や地域の方々などが、一定の権限と責任をもって学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることを通じて、学校のさまざまな課題解決に参画する合議制の会議体です。	地域につくられた学校の応援団。その支援により、地域の教育力向上、生涯学習の視点から、①教員が子どもと向き合う時間が増える、学校や地域の教育活動の更なる充実、②地域住民が自らの学習成果を生かす場の広がり、③地域の教育力の向上などが期待されます。
委員	教育委員会が任命 (保護者及び地域住民等)	各学校が依頼 (保護者及び地域住民等)

この二つの組織には、それぞれ違う役割がありますが、いずれも学校と保護者と地域が連携して、「地域全体で未来を担う子ども達の成長を支える」という大切な役割があります。



取組の企画・立案
委員：渡小学校10名

取組みの実働部隊
構成員：球磨村全体で31の個人と団体